

いこーよジャンル定義



アクトインディ株式会社

2020年10月19日制定



『海水浴場』

海岸線沿いの砂浜で、水泳・水遊び・砂遊びなどレジャーを楽しむ





- ① 自治体が海水浴場として水質の管理を行っており
- ② 海水浴シーズンの前に、必ず保健所による水質検査が行われている海岸線(水辺)沿いの砂浜があること
- ③ ①と②の条件を満たす場合、琵琶湖や浜名湖など淡水の水浴場も『海水浴場』としてみなします。

に該当する施設が『海水浴場』ジャンル



①自治体が海水浴場として水質の管理を行っていること

- ➡ 自治体のHPや公開情報として、該当の海水浴場が管理の対象として明示されていること。

海水浴場に当てはまらない例

- ➡ 地元の人が海水浴として活用しているのみの『海水浴場』



- ➡ ホテルの利用客のみが楽しめる『プライベートビーチ』



②海水浴シーズンの前に、必ず保健所による水質検査が行われている海岸線(水辺)沿いの砂浜

- ➡ 自治体のHPや公開情報として、保健所による水施設検査を行っている旨、明示されていること



※都道府県単位および市町村単位で構成される、各自治体の管轄内の観光振興の目的のため運営されている『観光協会』の冊子や公式HP等で紹介されている海水浴場の場合は、上記①②の条件に満たない場合も『海水浴場』ジャンルを付与します。

『観光協会』の名称は「〇〇観光協会」の他、「〇〇観光コンベンション協会」「〇〇観光コンベンションビューロー」等の名称も、観光協会とします。